

不利益処分に関する審査請求制度

地方公務員には、行政上の救済手続きとして不利益処分に関する審査請求（以下「審査請求」という。）の制度が設けられています。

この制度は、一般職（一般行政公務員、教育公務員、消防職員）の職員（条件付任用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。）に対し懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分が行われた場合に、職員が公平委員会に対し審査請求をすることができる制度です。

なお、企業職員及び現業職員には、この制度の規定は適用されません。

1. 審査請求の対象となる不利益処分（一般的な事例）

（1）対象となる処分

- ① 懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- ② 分限処分（免職、休職、降任）
- ③ 任命権者が職員に対して行ったその他のその意に反すると認める不利益な処分
- ④ 職員がその意に反して受けたと思う不利益な処分

（2）対象とならない事項

文書訓告、昇給延伸、人事評価、休暇の不承認、口頭注意など

2. 審査請求ができる期間

審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。

また、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることはできません。

3. 審査請求の流れ（概要）

審査請求の審理手続の流れは、次ページの図「審査請求制度の概要」の通りです。

なお、この図の※1～※3については下の通りです。

※1：審査請求書について

- （1）所定の書面（「審査請求書様式」記載例を参照）に処分証明書の写しを添付し、正副1通を公平委員会事務局へ持参または郵送で提出してください。

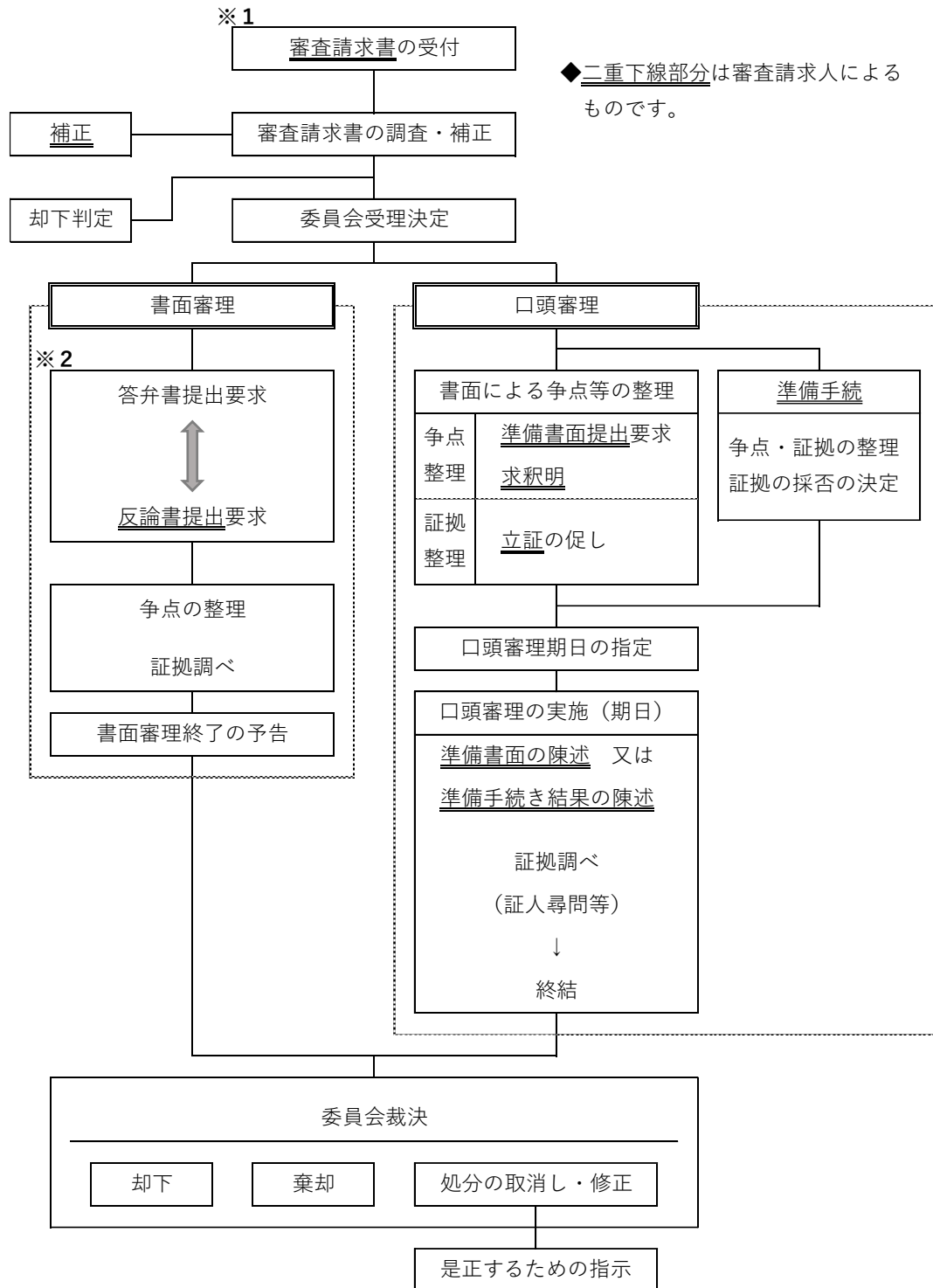
なお、Eメールによる措置要求書の提出はできません。

- （2）代理人を選任する場合は、代理人選任届又は委任状（「代理人選任届（委任状）様式 例」参照）を提出してください。

※2：書面審理における答弁書及び反論書並びに証拠の提出は、期限を定めて複数回に及ぶことがあります。

※3：再審の請求は、裁決書の謄本の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行わなければなりません。また、取消訴訟は、裁決のあったことを知った日から6か月以内、また、裁決があった日から1年以内に提起しなければなりません。

審査請求制度の概要



3. お問い合わせ

その他、わからない点がありましたら、公平委員会事務局までおたずねください。

担 当：豊中市公平委員会事務局

電話番号：06-6858-2254（直通）

E-mail: kouhei@city.toyonaka.osaka.jp

審 査 請 求 書

○年○月○日

豊中市公平委員会委員長 様

請求者

待兼 和邇

地方公務員法第49条の2第1項の規定により、下記のとおり審査請求をします。

記

- (1) 処分を受けた者の氏名、住所、生年月日及び連絡先電話番号

氏 名：待兼 和邇

住 所：豊中市中桜塚〇〇〇〇

生年月日：○年○月○日

連絡先電話番号：080-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- (2) 処分を受けた当時の所属及び職

〇〇部〇〇課 課長補佐 技術職員

- (3) 処分を行った者の職及び氏名

豊中市長 〇〇〇〇

- (4) 処分の内容及び処分を受けた年月日

①停職1か月（○年○月○日～○年○月○日）とする懲戒処分

発令日 ○年○月○日

②3等級へ降任とする分限処分

発令日 ○年○月○日

- (5) 処分があったことを知った年月日

○年○月○日

- (6) 処分に対する不服の理由

処分が違法又は不当である旨の主張を記載してください。

例：「処分理由に事実誤認があるので処分は不当である。」「処分が過重であるので違法である」など。

また、処分が違法又は不当であることを理由づける具体的事実や根拠などを、できるだけ詳細に記載して下さい。

- (7) 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

口頭審理を請求し、非公開を希望する。

- (8) 地方公務員法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯。

○年○月○日

(添付書類)

○処分説明書写し。ただし、処分説明書が交付されなかったときは添付不要です。

○あれば証拠類。なお、証拠類を添付する際は、証拠ごとに「甲第○号証」と付番してください。

【代理人選任届（委任状）様式 例】

代 理 人 選 任 届（委 任 状）

年 月 日

豊中市公平委員会委員長 様

請求人

氏名

○年○月○日付け審査請求について、下記の者を代理人に選任したので届け出ます。

記

1. 氏名
2. 住所及び連絡先電話番号
3. 職業（又は職及び勤務場所）
4. 代理権の範囲